

業務仕様書(案)

1 業務名

札幌の特色を活かした国際金融都市の実現に向けた基礎調査業務

2 業務目的

本年6月に、北海道・札幌市は「GX・金融資産運用特区」に指定された。今後、北海道内へのGX産業の集積を行うとともに、札幌市としては、GX産業に関する資金、人材、情報が集積する、「アジア・世界の金融センター」としての役割を担っていくことを目指している。そこで今後、国内外の金融機関(Fintech企業を含む)及び資産運用会社(以下「海外資産運用会社等」という。)の誘致を行っていくにあたっては、札幌市が目指す「アジア・世界の金融センター」としての国際金融都市像をより具体化するとともに、的確な誘致戦略が必要とされるところである。

本業務は、札幌市の現状と世界の金融都市における実情や海外資産運用会社等を誘致することによる札幌市・北海道に与える影響などを様々な視点から調査し、札幌が目指す国際金融都市の意義や可能性を的確に分析し具体化するとともに、今後札幌市にとって必要かつ効果的な施策を構築するための基礎を築くことを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和7年3月31日(月)

4 調査内容

調査の内容及び手法は、以下の(1)～(5)を最低限含めることとし、具体的な業務の進め方については、委託者と協議の上決定すること。

(1) 国際金融都市等の実情の分析

札幌市が目指している、北海道へのGX事業の集積を前提とした、「アジア・世界の金融センター」の都市像をより具体化するために、世界の金融都市における具体的な取組や実情、海外資産運用会社等及び国内外の金融業界の実情をふまえ他都市調査を実施する。

なお調査に当たっては、札幌のモデルとなりうるような取組や特徴(金融機能・産業構造・都市規模・独自の取組等)を持つ都市を分析するなどし、国際金融都市として札幌がより発展するための参考となりうる視点を用いること。

さらに、北海道・札幌が掲げるGX・金融資産運用特区の観点から、世界におけるGXへの投資やグリーンファイナンスの実情についても分析を行うこと。

(2) 札幌市の現状・立ち位置等の分析

札幌市・北海道がGX・資産運用特区に指定されたことを受け、札幌市・北海道へのGX分野への投資の可能性や課題を整理し、GX分野への投資を呼び込むために必要な取組や、GX分野をフックとした海外資産運用会社等誘致の可能性について分析すること。

また、世界の金融都市における札幌市の現状や立ち位置を的確に把握し、GX分野にとどまらず、札幌市の強みや弱み、課題や問題点を分析するとともに、金融都市の具体化に伴う様々なメリットや可能性、産業や経済への影響を踏まえた、札幌の特色

を明確にすること。

(3) 事業者へのヒアリング調査の実施

今後、海外資産運用会社等を誘致するにあたり、現実的な課題や問題点を把握するために、海外資産運用会社等へのヒアリング調査を実施し、海外資産運用会社等が札幌に進出を実現させる場合、札幌市が持つ課題や有効な取組、求められる事項等を分析すること。なおヒアリング数については、上記内容を的確に把握するために最も有効な手法を用いる中で設定を行うこと。

(4) 海外資産運用会社等誘致のためのロードマップ等の作成

上記(1)から(3)の調査・分析を踏まえ、札幌の特色を活かした「アジア・世界の金融センター」としての都市像を具体化すること。

また、札幌市の特色を活かした国際金融都市を目指すにあたり、海外資産運用会社等を誘致するために求められること（情報・インセンティブ）等の具体的な誘致手法を示すとともに、将来定な可能性も踏まえた中長期的なロードマップ及び各段階に応じた誘致戦略を作成すること。

(5) 誘致活動への提言

札幌市が令和7年度以降に実施すべき有効な手法の提言及び事業提案等をすること。
また、これに係る予算規模についても明示すること。

5 業務の進め方

業務遂行にあたっては、委託者と適時打ち合わせを行うこととし（オンライン会議の活用は可能）、当該調査を進めるにあたって適切なスケジュールを提示のうえ、委託者と密に調整の上で事業を実施すること。なお、委託者から海外資産運用会社等誘致に関する意見交換や疑問点についての確認がある場合には、隨時これらに対応できるような体制を整えること。

なお、調査進捗成果の把握のため、適宜調査結果等を報告するとともに（様式は問わないが電子データで提出すること）、必要に応じて札幌市内部での進捗報告資料の作成を指示する場合がある。

また、調査を進める際に企業や有識者などにヒアリングを行う場合には、委託者と事前協議し、必要な場合にはヒアリングの場に委託者を同席させるなど、今後のネットワーク構築に協力すること。

6 実施報告（成果物）の提出について

4に掲げた調査業務について、調査報告書は、紙媒体で2部及び電子データにより提出すること。最終報告の期日は本業務期間内とする。

7 市職員向け報告会の実施

報告書が完成次第、調査報告書等を用いて、調査分析結果に関する札幌市職員向けの報告会（中間報告、最終報告）を実施すること。報告会はオンライン形式も可とする。

8 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(4) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北1条ビル8階

札幌市まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランスフォーメーション推進室
誘致・広報担当課 青山・宗岡
電話：011-211-2423 E-mail：gx.promotion@city.sapporo.jp